

尼崎市現業評議会との 交渉状況

平成 29 年度第 1 号
通 算 第 27 号
平成 29 年 10 月 26 日
尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

平成 30 年度向け合理化について

9 月 27 日午後 7 時 40 分から午後 9 時まで、中央公民館 25 号室において、平成 30 年度向け合理化について交渉を行った。

交渉に先立っての発言（人事管理部長）

現業評議会におかれては、これまでも業務執行体制の見直しを含め、本市の市政運営にまつわる様々な課題等について理解と協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

今年度、人事院からは昨年度に引き続き給料表、一時金ともに引上げ勧告がなされたが、報道によると衆議院の解散がなされる予定で、給与関係の法案審議の今度の動向は不透明であり、また、本市の財政状況については市債残高は依然として高く、実質的な収支不足の解消に至っていないなど、引き続き様々な取組を進めていく必要がある。

こうした状況に対応するに当たっては、職員一人ひとりの力が重要であり、そのためにも我々労使が緊密に協議を行うことが大切である。昨年度から引き続く課題もあるが、それらについても引き続き話し合いを基調として着実に解決を図っていきたい。

今回の交渉の主な目的

従前より、合理化の取組については実施時期の半年前までに提案することを労使の間で確認してきていることから、本年度においても平成 30 年度実施に向けての事務事業の見直し等について提案を行った。

組合への提案

平成 30 年度向け合理化について（メモ）

[別紙](#)

具体的な交渉内容

1 平成 30 年度向け合理化について

課題の要旨

当局から、平成 30 年度向け合理化提案項目の具体的内容について説明した後、協議を行った。
提案項目は、次のとおり

- 1 クリーンセンターに係る計量業務の見直しについて（経済環境局）
- 2 公園維持管理業務の見直しについて（都市整備局）
- 3 下水道管きょ維持管理業務の見直しについて（都市整備局）
- 4 抽水場維持管理業務の見直しについて（都市整備局）
- 5 小学校給食調理業務の見直しについて（教育委員会）

| 現業評議会の主張 | 当局の回答 |
|---|--|
| 各見直し項目に係る効果額はどの程度か。 | クリーンセンターに係る計量業務の見直しについては約 400 万円、公園維持管理業務の見直しについては約 130 万円、下水道管きょ維持管理業務の見直しについては約 1,200 万円、抽水場維持管理業務の見直しについては約 1,100 万円、小学校給食調理業務の見直しについては約 1,100 万円を見込んでいる。 |
| 市職労に対しては、どのような提案をしたのか。 | 今回、現業評議会へ提案した項目に加えて、BCG 集団予防接種業務の委託を提案した。 |
| 業務プロセス分析に基づくアウトソーシングについては今回が初めての提案となるが、当局としては、当初の想定どおりの提案となっていると認識しているのか。 | 想定より遅れたものもあれば、逆に予定を前倒して提案したものもあり、一概に言うことはできないが、業務執行体制見直し検討会議で決定した計画より規模的には若干小さくなっているかもしれない。 |
| その要因は分析しているのか。 | 見直しに当たっての課題の検討に一定時間を要しているものと思っている。 |
| 今後も業務プロセス分析に基づくアウトソーシングが行われていくと思うが、現場の組合員に説明するためにも、基本的な考え方のようなもので十分であるので、できるだけ早い段階で支部で示してもらえないだろうか。 | 確定的なことは言えないが、そういった意向があることを十分に認識しておく。 |
| 業務プロセス分析に基づくアウトソーシングは、今後の超少子高齢社会に対応していくために、人員を重点的に配置していく分野があるために実施しているものと認識している。今回、業務プロセス分析に基づくアウトソーシングの提案をした以上、新たにどのような事業を実施するのか示していただきたい。 | 具体的にどのような事業に充てていくのか決まっているわけではない。高齢者や子ども、地域協働に関連する分野への重点的な配置を図る必要があるということである。 |

| | |
|--|--|
| <p>クリーンセンターに係る計量業務の見直しについて</p> <p>クリーンセンターに係る計量業務は、クリーンセンターや業務課の技能労務職員にとっての再任用職場となっている。当該業務を委託してしまうと、今後、再任用で働くことができなくなるのではないか。</p> | <p>当面は技能労務職の再任用職員の減少が見込まれることを考慮して、来年度より委託することとしたものであり、当該委託によって再任用で働くことができなくなることはないものと認識している。</p> |
| <p>現在、計量業務に従事している再任用短時間勤務職員のうち1名については、来年度も再任用期間が残っていたはずであるが、当該職員はどうなるのか。</p> | <p>クリーンセンター内の別の担当で勤務することを予定している。</p> |
| <p>受託業者は決定しているのか。</p> | <p>これから決定していくものであり、現時点では未定である。</p> |
| <p>公園維持管理業務の見直しについて</p> <p>公園維持管理業務の見直しの効果額は約130万円とのことであるが、正規職員1人であることを考慮すると、効果額が低くないか。</p> | <p>人件費の減少が見込まれる一方で、新たに委託料が必要となるため、効果額は約130万円にとどまるものである。</p> |
| <p>富松苗圃維持管理業務に従事している正規職員はいないのか。</p> | <p>富松苗圃維持管理業務については、既に業務の一部を委託していることもあり、当該業務に従事している正規職員はいない。</p> |
| <p>下水道管きょ維持管理業務の見直しについて</p> <p>「JR線以北区域の浚渫作業等の一部」とは、具体的にはどのような意味か。</p> | <p>現在直営で対応しているJR線以北区域のうちの特定の区域を意味しており、作業内容ではなく区域での整理である。</p> |
| <p>5名も減少すると、残りの直營業務を円滑に遂行することはできないのではないか。</p> | <p>現在、1班5名の2班体制としているうちの、1班分を委託することになるので、残りの業務については残った1班で円滑に遂行できると聞いている。</p> |
| <p>水防等の緊急時の対応に問題は生じないのか。</p> | <p>対応できると判断したことから委託しているというものである。</p> |
| <p>正規職員5人の中に、作業長は含まれるのか。</p> | <p>正規職員5人のうち1名は、作業長である。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>抽水場維持管理業務の見直しについて</p> <p>抽水場維持管理業務の見直しについては、平成 31 年度からの実施を予定していたはずであるが、なぜ平成 30 年度からに前倒しするのか。</p> | <p>当初は平成 31 年度からの実施を予定していたが、下水道事業の公営企業局への統合を踏まえて精査した結果、市長事務部局に残る当該業務については、統合に時期を合わせて委託を開始する方が効果的と判断したものである。</p> |
| <p>大きな見直しであるのだから、半年前提案にこだわらず、もっと早く提案していただきたい。</p> | <p>できるだけ早く提案しようとした結果、この時期になったものである。</p> |
| <p>小学校給食調理業務の見直しについて</p> <p>これまでの労使間の合意どおり、退職動向を勘案した委託だと思うが、退職者は何人なのか。</p> | <p>正規職員の退職予定者はいないが、嘱託員について今年度中に 2 名の離職が見込まれることから、調理師の負担等を考慮しつつ安定的に学校給食を提供するための体制の確保を図ることができるように 1 校を委託するものである。</p> |
| <p>嘱託員の離職を考慮した委託というのであれば、正規職員 2 人というのはおかしくないか。</p> | <p>これまでどおり配置基準上の減少人数でもって提案していることから、正規職員 2 人としたものである。</p> |
| <p>今回の合理化提案項目については、各支部の協議を尊重するというだけでよいか。</p> | <p>できる限り尊重する。</p> |

課題解決への方向性

今後支部協議を中心に進めていくこととした。

2 その他

| 現業評議会の主張 | 当局の回答 |
|--|--|
| <p>アウトソーシング導入に伴う今後の新たな新たな転職制度について</p> <p>今回、業務プロセス分析に基づくアウトソーシングに伴う正規職員の減が提案されている。この減少分については、これまで協議してきたアウトソーシング導入に伴う今後の新たな転職制度の対象となるということでしょうか。</p> | <p>今回、業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、正式に提案をしたことから、これまで現業評議会と話し合ってきた内容に基づき誠実に実施していく考えである。</p> |
| <p>委託の実施時期が平成 30 年 4 月 1 日ということは、事務・技術補助期間の実施も同時期とし、今後、その対象者を選定していくということでしょうか。</p> | <p>そのとおりである。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>これまでの協議を踏まえたアウトソーシング導入に伴う今後の新たな転職制度を実施していくということは、作業長については事務・技術補助期間を経ずとも当該転職試験を受験することができるということだと認識している。そうすると、今回の合理化提案でいえば、アウトソーシングの対象となる職場の作業長1名を対象に、当該転職試験を実施していくということによいか。</p> | <p>基本的にはアウトソーシング導入に伴う今後の新たな転職試験を実施していくことになる。ただし、これまでの協議においても述べてきたとおり、作業長全体の状況を勘案した結果、実施しないこともあり得る。</p> |
| <p>現在実施中の転職試験の動向を踏まえた上で判断するということか。</p> | <p>そのとおりである。</p> |
| <p>今回の合理化提案でいえば、作業長以外の7名については、事務・技術補助期間に移行するということか。</p> | <p>そのとおりである。</p> |
| <p>事務・技術補助期間の職場をどうするかについては、原局の判断が尊重されるのか。</p> | <p>事務・技術補助期間の配置についても人事異動の範疇であることから、必ずしも原局の判断が尊重されるとは限らない。</p> |
| <p>事務・技術補助期間は再任用短時間勤務ポストへの配置が基本となるはずであるが、技術職についても当該ポストはあるのか。</p> | <p>存在している。</p> |
| <p>希望があれば、加配もあり得るのか。</p> | <p>基本的に加配することは考えていない。</p> |
| <p>技能労務職員が非現業職に転職した場合の行政職給料表における等級の格付けは、転職前と同級ということによいか。</p> | <p>非現業職への転職後については、技能労務職給料表の等級と同一の行政職給料表の等級への格付けが基本となる。この場合、号給については、転職前の給料月額と同額（同額がなければ直近上位）となる行政職給料表の号給となる。</p> |
| <p>下水道事業の公営企業局への統合について 下水道事業の公営企業局への統合について協議はしていないのか。</p> | <p>下水道事業の公営企業局への統合に伴う職員の勤務条件の変更は想定していないため、現業評議会と協議する必要はないと考えているが、必要な情報については可能な限り提供していきたい。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>下水道事業の公営企業局への統合については、現在どういう状況にあるのか。</p> | <p>上下水道事業、工業用水事業及びモーターボート競走事業を統合した公営企業局の設置を平成 30 年 4 月に予定しており、そのために必要となる設置条例案が現在市議会で審議されているところである。</p> |
| <p>市長事務部局にある特殊勤務手当の中には、現在の水道局における特殊勤務手当には存在していないものもあるが、下水道事業の公営企業局への統合に当たって不利益が生じないようにしていただきたい。</p> | <p>現在、下水道部を対象としている特殊勤務手当については、統合後の公営企業局へも引き継ぐ予定である。</p> |
| <p>作業長については、期末・勤勉手当に係るいわゆる役職者加算の内容は、公営企業局への統合後も変更がないということでよいか。</p> | <p>それも同様に引き継ぐ予定である。</p> |
| <p>施設担当における作業長ポストは当初 6 名を予定していたが、現在の作業長は 3 名であり、未だ当初予定数を満たしていない。下水道事業の公営企業局への統合後も、当該ポストを充足するように努めていただきたい。</p> | <p>公営企業局への統合により、作業長ポストを減らす考えはない。ただし、どのようなポストであっても、組織体制の見直しの中で何らかの見直しを行うことはあり得るものである。</p> |

以 上
(給与課)

平成 30 年度向け合理化について（メモ）

H29. 9 .27

1 クリーンセンターに係る計量業務の見直しについて（経済環境局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、クリーンセンターに搬入される廃棄物の計量業務の効率化を図るもの

(2) 実施内容

第 1 工場及び第 2 工場の計量所における廃棄物の計量業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

(4) 人員

短時間勤務職員 6 人

2 公園維持管理業務の見直しについて（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、公園維持管理業務の効率化を図るもの

(2) 実施内容

富松苗圃の街路樹・公園の植栽の受入れ等に係る業務について業務委託を行う。
水明公園の清掃、樹木剪定等に係る業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

尼崎競艇場周辺対策審議協議会との協議が整えば平成 30 年 4 月 1 日

(4) 人員

短時間勤務職員 1 人

正規職員 1 人

3 下水道管きょ維持管理業務の見直しについて（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、下水道管きょ維持管理業務の効率化を図るもの

(2) 実施内容

J R 線以北区域の浚渫作業等の一部について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 5 人

4 抽水場維持管理業務の見直しについて（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、抽水場維持管理業務の効率化を図るもの

(2) 実施内容

抽水場の巡視業務等について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 2 人

5 小学校給食調理業務の見直しについて（教育委員会）

(1) 目的

小学校給食調理業務の効率化を図るもの

(2) 実施内容

わかば西小学校の給食調理業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 2 人

以 上
(給与課)